

整理番号	5-3	事務事業名	都市景観形成推進事業		作成部署	企画財政部 都市計画課		電話	内線785
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	市川 洋一	課長職名	児玉 正輝	作成日	平成17年6月	
事務事業開始年度	H8	根拠法令等	北広島市都市景観形成基本計画						
〃 終了予定年度									
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	「ものの豊かさ」だけでなく「こころの充実」を感じるようなまちづくりが求められるようになり、都市基盤の整備の上にゆとりやうるおいなどの精神的な快適さや豊かさに視点を置いた美しいまちにしていこうと大切であると考えた。								

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	環境と共生する快適なまち	(第2章)
	節	都市景観	(第2節)
	施策	啓発としくみづくり	(第1施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	都市景観	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	市民、事業者、行政の協働による美しい街並みの形成と維持	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	公共サイン基本計画や公共施設誘導案内板設置計画の策定 道沿いの景観に関する調査 景観写真コンクール、花のまちコンクール 景観シンポジウム、景観学習会 違反屋外広告物の撤去指導及び簡易除却事務の実施
		17年度	景観法の運用による景観条例制定に向けた調査・研究 都市景観にかかる啓蒙、啓発事業 違反屋外広告物の撤去指導及び簡易除却事務の実施

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	3	5	51	51
	合計	3	5	51	51
人件費(概算)	人数(年間)	0.60	0.50	0.50	0.50
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	5,400	4,500	4,500	4,500
総事業費 +		5,403	4,505	4,551	4,551

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	啓発事業開催数	1回	2回	2回	2回
	違反屋外広告物除却日数	3日	6日	6日	6日
	違反屋外広告物指導日数	3日	6日	6日	6日
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	啓発事業参加者数	70人	59人	70人	70人
	違反屋外広告物除却件数	1,435件	2,997件	3,000件	3,000件
	違反屋外広告物指導件数	8件	12件	10件	10件
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)					

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等 近年、景観条例等の制定や各種マスタープランの策定においては、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に市民が主体的に参加し、意思決定に関わることをする「市民参画」と、地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むとする「協働」が重要であると認識されてきている。

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	良好な景観の形成については、市民や事業者の協力がなければ、具体的な景観誘導基準の策定や景観協定などの実効性は高まらない。	市民や事業者が行政と一体となって、美しい街並みの形成と維持に努めていく必要があるとともに、景観づくりに取り組む自主的な市民活動を育てていく必要がある。
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	経済状況の長期低迷による雇用環境等の悪化が、地方自治体の財政逼迫及び市民の収入低下や失業者が増加している現状においては、「美しいまちづくり」に対して観念的には異論はないと思われるが、事業者や個人の負担が伴うものについては検討を要する。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	都市の景観形成を向上させるためには、厳しい規制を制定しなければ短期間で景観は向上できない。また、表面上の外観(見た目)だけが統一されても真に快適な生活をおくれる保証は何もない。	地方分権制度の推進により、今まで以上に市民が地方自治行政の政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わる必要が要請されている。
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	市民全員が受益者であり、受益者負担はなじまない。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	違反屋外広告物の簡易除却事務の執行による景観の向上や、景観をある一定程度意識した市民団体の萌芽はみられるが、景観形成は長期的な視点に立って推進していくべきと考える。	美しいまちづくりを意識し、ゆとりとうるおいをもって快適に生活できるように農業、商業や工業などの地場産業の振興・発展と、情操及び環境教育を重点とした幼児から高齢者までの生涯教育上の「人づくり」事業が重要である。
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト節減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	最小限の経費で実施しており、概ね効率的である。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	都市計画マスタープラン及び緑の基本計画との整合を図りながら、景観法の運用を視野に入れて景観形成の推進方法を検討していくなかで、景観条例の制定についての調査検討を進める。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり